

# 札幌市障がい者協働事業運営費補助要綱

平成 18 年（2006 年）7 月 27 日

保健福祉局理事決裁

（令和 8 年（2026 年）3 月 24 日改正）

## （目的）

第 1 条 この要綱は、障がいのある者もない者も対等な立場でともに働ける新しい職場形態の構築を進め、地域社会に根ざした障がいのある者の就労の促進並びに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる「障がい者協働事業」（以下「協働事業」という。）の運営経費に対する補助について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和 36 年訓令第 24 号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もって札幌市と民間事業者の協働により、障がいのある者のより一層の社会参加及び自立・充実した地域生活の促進を図ることを目的とする。

## （補助金の交付）

第 2 条 市長は、次条以下の補助条件に該当し、かつ補助することが必要と認められる協働事業の運営者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

## （補助要件の一般原則）

第 3 条 この要綱において、補助の対象とする協働事業は、以下の要件をすべて満たすものでなければならない。

- （1） 法人が行う事業であること。
- （2） 収益性・継続性のある事業であること。
- （3） 事業の拠点が札幌市内であること。
- （4） 事業の従業者について、通常的一般企業等に就労することが困難な障がいのある従業者（以下、「障がいのある従業者」という。）が事業の全従業者の 5 割以上かつ 5 人以上であること。

なお、前年度から継続して補助を受けている場合に限り、当該年度の事業開始時の障がいのある従業者数が一時的に 5 人未満の場合であっても、障がいのある従業者が事業の全従業者の 5 割以上かつ 4 人以上であれば例外的に補助対象と認めるが、その翌年度の事業開始時においても引き続き障がいのある従業者数が 5 人未満の場合、以降は補助対象としない。

- （5） 事業の従業者について、障がいの有無に関わらず、法人内の他事業の従業者と明確に区分されていること。
- （6） 事業の管理責任者を配置すること。
- （7） 事業内容及び事業を行う場所は、障がいの種類や程度に十分な配慮がなされていること。

- (8) 補助事業の経理について、法人内の他事業と区分されていること。
- (9) 同一法人で本補助金の交付を受けられる事業は2事業までであること。
- (10) その他、本要綱に定められた要件を満たすこと。

2 市長は、交付申請した者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない旨の決定をしなければならない。

- (1) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年 条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴排条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者
- (4) その他交付目的に照らして補助金等の交付を受けることが不相当であると市長が認める者

（補助金の算出）

第4条 運営費補助金は、別表第1欄に定める基準により算出した金額と、別表第2欄に定める補助対象経費の実支出額と、当該事業の総収入額から補助金以外の収入を控除した金額を比較して、いずれか低い方の額を交付する。

ただし、その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 運営費補助金の交付を受けようとする事業を行う法人の代表者は、市長が定める期日までに、障がい者協働事業運営費補助金交付申請書（様式1）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助の必要を認めるときは、補助金の額を決定し、補助金交付決定通知書（様式2）を申請者に送付するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業終了後すみやかに、障がい者協働事業運営費補助実績報告書（様式3）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第8条 市長は、前条の規定により事業実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、適正に実施されていると認めたときは、補助金を確定し、交付決定者に対し補助金確定通知書（様式4）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付は、前条の補助金額確定後に請求により支出する。ただし、市長が必要と認めたときは、第6条の補助金交付決定通知後に概算額を交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が交付した額を超えるときは、市長は、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(障がいのある従業者)

第10条 障がいのある従業者は原則として、札幌市内に居住し、一般企業等に就労することが困難である以下の者とする。

(1) 身体障害者手帳所持者

(2) 療育手帳所持者

(3) 精神保健福祉手帳所持者

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第36条第1項第3号に定める自立支援医療（精神通院医療に限る）受給者

(5) 障害者総合支援法第4条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の診断を受けている者

2 前項に定める者以外の者については、市長に別途協議することとする。

3 障がいのある従業者は、原則として協働事業に従事するために、公共職業安定所等のあっせんにより、新規に雇用される者であること。

4 障がいのある従業者について、全員と原則として1週間30時間以上勤務する雇用契約を結んでいること。また、原則として全員に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を適用することとし、これを満たさない者は別表の障がいのある従業者には含まれないこととする。

5 事業実施中に障がいのある従業者に欠員が生じた場合は、速やかに公共職業安定所等のあっせんにより、障がい者を新規雇用すること。

6 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号。以下、「障害者雇用促進法規則」という。）第19条及び第19条の2に規定する障害者介助等助成金又は国や他の団体等からの同種の助成による援助の対象となっている者は、別表の障がいのある従業者数には含まれないこととする。

7 障がいのある従業者について、原則として、雇用開始後3年間は職場への定着支援を行い、3年経過後はフルタイム勤務（法人内の他事業所を含む）への見直しを考慮すること。

(事業管理者)

第11条 第3条第6号に定める事業管理者には、障がい者福祉に熱意を有するほか、事業

の経営能力及び実績を有する者を充てることに努めること。

#### (その他の従業者)

第 12 条 障がい者従業者以外の従業者は、障がいのある従業者とともに働きながら、障がいのある従業者の介助、相談、技術指導及び作業の支援を行わなければならない。

2 第 1 項に定める従業者は、常勤換算方法で、障がい者従業者 5 人に 1 人以上かつ、当該事業に専従の者を 1 人以上配置しなければならない。なお、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）第 79 条に定める障害者職業生活相談員を選任する義務があることに留意すること。

3 第 1 項に定める従業者について、全員と原則として、1 週間 30 時間以上勤務する雇用契約を結ぶこと。また、原則として、全員に健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を適用すること。

4 前項に定める雇用契約を締結する従業者以外に、短期間及び短時間の雇用契約を結ぶ者を当該事業に従事させることができる。なお、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用等労働関係法令を遵守すること。

5 障害者雇用促進法規則第 20 条の 2 の第 1 項第 2 号に規定する企業在籍型職場適応援助者助成金又は同項第 3 号口に規定する企業在籍型職場適応援助者の中高齢等措置に係る助成金を受給している事業主については、当該職場適応援助者の人件費を補助対象経費に含めることはできないものとする。

#### (賃金の支払)

第 13 条 第 10 条第 4 項に定める雇用契約を締結した従業者に対して、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に定める最低賃金の適用除外申請を行い、最低賃金を下回る賃金となる場合は、別表 1 の障がいのある従業者数には含まれないこととする。

#### (建物及び設備の基準)

第 14 条 事業を行う場所及び設備は、第 3 条第 7 号の要件のほか、日照、採光、換気等、障がい者従業者の保健衛生及び安全に十分に配慮されたものとし、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の労働関係法令の規定を遵守しなければならない。

#### (事業計画の変更)

第 15 条 申請者は、補助金の交付申請をした後に事業計画を著しく変更しようとするときは、関係書類を提出し市長の承認を得なければならない。

#### (届出義務)

第 16 条 補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、速やかに、市長に届出なければならない。

- (1) 運営する者が代わったとき。
- (2) 主な設備に破損等の変動があったとき。

(3) 運営内容に変更を生じたとき。

(補助の取消等)

第 17 条 市長は、第 8 条に規定する申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を期限を定めて請求するものとする。

- (1) 補助条件に違反したとき。
- (2) 不正行為があったとき。
- (3) その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

(事業の廃止)

第 18 条 事業を廃止するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 事業の廃止の前一月以内に雇用していた障がいのある従事者であって、当該事業の廃止の日以後においても引き続き就労を希望する者に対し、就労が継続できるよう他の事業所や支援者との連絡調整その他必要な便宜の提供を行わなければならない。

(帳簿等の整備)

第 19 条 補助金の交付を受けた者は、次の関係書類を備え、当該事業が完了し、又は廃止した日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 従業者名簿
- (2) 従業者出勤簿（タイムカード等でも可）
- (3) 業務日誌
- (4) 経理関係帳票及びその証拠書類
- (5) 設備備品台帳
- (6) 賃金台帳
- (7) その他必要となる帳簿

(調査等)

第 20 条 市長は、必要と認めたときは、地方自治法第 221 条第 2 項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要な事項について報告を求めることができる。

(障がい関係法令の遵守)

第 21 条 当該事業の運営法人は、障害者雇用促進法に定める雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止並びに障がい者と障がい者でない人の均等な待遇の確保及び障がい者である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずべき措置（障がい者への合理的配慮）を行う等、障害者雇用促進法を遵守すること。

2 当該事業の運営法人は障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法

律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という）における「使用者」の区分に該当するため、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者虐待を発見しやすい立場であることを自覚し障がい者虐待の早期発見に努めなければならない等、障害者虐待防止法を遵守すること。

- 3 当該事業の運営法人は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という）における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について義務を課されているため、障害者差別解消法を遵守すること。

（委任）

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

第 1 条 この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行する。

第 2 条 当分の間、第 10 条第 4 項の適用について、精神障がい者であって、1 週間に 20 時間以上勤務する雇用契約を締結する者については、別表の障がいのある従事者数に

含めることができるものとする。

第3条 令和元年12月17日以前から継続して本補助の交付を受けている法人が特例子会社を新たに設立する場合、当該法人は本補助の対象外とする。

2 令和元年12月17日以降、新規で本補助の交付を認められる法人が特例子会社をすでに設立している、又は新たに設立する場合、当該法人は本補助の対象外とする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 前年度から継続して補助を受けている協働事業の運営者に係る第3条第1項第4号後段規定の適用については、当分の間、同号後段中「障がいのある従業員が事業の全従業員の5割以上かつ4人以上であれば例外的に補助対象と認めるが、その翌年度の事業開始時においても引き続き障がいのある従業員数が5人未満の場合、以降は補助対象としない」とあるのは、「例外的に補助対象と認める」とする。この場合において、改正後の第10条第5項の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、改正後の別表第1欄に規定する補助基準額は、同欄の規定にかかわらず、附則別表に掲げる算定条件欄の区分に応じ、それぞれ同表の基準額欄に掲げる額とする。

第3条 当分の間、補助金の交付金の決定を受けた運営者は、原則として、当該年決定を受けた年度内に1回以上、市長が指定する良好な経営基盤の確立のための経営相談支援を受けるものとする。

附則別表

第1欄（補助基準額）

	基準額（単位：円）	算定条件
補助基本額 （年額）	3,260,000	障がい者従業員 1名の場合（短時間0.5×2人）
	4,160,000	障がい者従業員 2名の場合（短時間0.5×2人）
	5,060,000	障がい者従業員 3名の場合（短時間0.5×2人）
	5,960,000	障がい者従業員 4名の場合（短時間0.5×2人）
	6,860,000	障がい者従業員 5名の場合（短時間0.5×2人）
	7,760,000	障がい者従業員 6名の場合（短時間0.5×2人）

	8,680,000	障がい者従業者 7名の場合 (短時間 0.5×2人)
	9,600,000	障がい者従業者 8名の場合 (短時間 0.5×2人)
	10,510,000	障がい者従業者 9名の場合 (短時間 0.5×2人)
家賃(地代)加算	家賃(地代)年額×1/2 (上限 480,000)	当該年度4月1日現在の賃貸契約書記載額による。 当該事業を行うことを目的に賃貸した場合に限る。
施設設備費補助加算	1,000,000	事業開始初年度のみ

注1 年度途中から事業を開始する場合の補助基本額は、基準額を12月で除し、当該事業実施月数を乗じることとする。また、月途中の事業開始について、前年度に補助金交付を受けていない場合(新規)は日単位の事業実施日切捨て、前年度から継続して補助金交付を受けている場合は日単位の事業実施日切上げとする。また、千円未満切捨てとする。

注2 障がい者従業者数の算定は、当該年度の事業開始時の障がい者従業者数と当該年度の障がい者従業者雇用計画人数を比較しいずれか少ない方の人数(小数点以下切捨て)とする。

なお、前年度から継続して補助の交付を受ける場合のみ、当該年度の事業開始時の障がい者従業者数1～4名の補助基本額を適用する。

注3 補助金確定の際の障がい者従業者数の算定に当たっては、以下①と②を比較し、①の方が低い場合は、③の算式により従業者数を算定し、②の方が低い場合は、注2による障がい者従業者数を算定する。

ただし、第3条の補助要件を満たしているにもかかわらず雇用形態がシフト制などにより①～③の方法で算定した際に、適正な補助金額が算定されない場合は①を①'、②を②'、③を③'に置き換えて算定する。

- ① 全障がい者従業者の雇用期間日数(実績)の合計
- ② 注2による障がい者従業者数 × 事業実施期間の日数 × 0.85 (小数点未満切捨て)
- ③ 全障がい者従業者の雇用期間日数(実績)の合計 ÷ 事業実施期間の日数 (少数点以下四捨五入)
- ①' 全障がい者従業者の雇用期間時間数(実績)の合計
- ②' 注2による障がい者従業者数 × 事業実施期間の基準時間数(週30時間×52週 × 0.85 (小数点未満切捨て))
- ③' 全障がい者従業者の雇用期間時間数(実績)の合計 ÷ 事業実施期間の基準時間数(週30時間×52週) (少数点以下四捨五入)

注4 注2のただし書き規定のうち、当該年度の事業開始時の障がい者従業者が4名の場合で新たな障がい者従業員を雇用した場合のみについて、補助金の確定の際に、以下の算式により算定し、①の方が高い場合は900,000円を増す。

- ① 全障がい者従業者の雇用期間日数(実績)の合計
- ② 5名 × 事業実施期間の日数 × 0.85 (小数点未満切捨て)

注5 精神障がい者であって1週間に20時間以上勤務する雇用契約を締結する者を算定する場合は、0.5人としてカウントし、括弧内の人数を上限として算定できるものとする。

なお、その際の注3について、①及び③の雇用期間日数(実績)を算出する際に、当該短時間勤務者は0.5を乗じて算出する。(日数の端数は切上げ)

また、この規定による算定の結果、1名に満たない場合は、補助対象外とする。

注6 施設設備費補助加算は、事業開始初年度に行った本事業開始に際して必要な施設改修及び備品等購入に要した経費を上限とする。

なお、本事業を開始しない場合においても必要である既存施設の更新費用、備品等の購入に要した経費は含まないものとする。

## 第2欄(補助対象経費)

当該事業の運営に要する費用で、以下に掲げるものとする。

従業者給料	従業者に対する給与(障がい者従業者の給与は含まない)
-------	----------------------------

従業者手当	従業者に対する各種手当（賞与等含む）（障がい者従業者の手当等は含まない）
報酬	役員等に対する報酬
共済費	社会保険料・労働保険料の事業主負担分、退職金共済掛金等
福利厚生費	従業者の健康診断その他職員の福利厚生のための費用
報償費	ボランティアに対する謝金等
旅費交通費	電車代、バス代、出張旅費等
通信運搬費	電話代、はがき代等
研修費	従業者に対する研修にかかる経費
消耗品費	事務に必要な用品等の購入費（会議にかかる費用や図書購入費含む）
器具什器費	事務に必要な器具（パソコン、書棚等）にかかる費用
修繕費	建物等の修繕費
印刷製本費	事務に必要な書類やパンフレット等の印刷費
水道光熱費	電気、水道、ガス料金
燃料費	灯油、ガソリン等（ガソリンは車両費でもかまわない）
賃借料	借受けにかかる経費
地代家賃	事業用土地建物賃借料
手数料	銀行振込手数料（各勘定科目に加えてもかまわない）等
保険料	火災保険、損害賠償責任保険等保険料 等
公租公課	印紙税、土地建物固定資産税等（消費税、法人市民税は含まれない）
車両費	事業に使用する車両の車検費用、車両の修繕費、ガソリン代
業務委託費	業務委託に要する費用
負担金	町内会費、関連団体の会費等

## 附 則

第1条 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第2条 この要綱の規定は、この要綱の施行の日前に交付決定をした補助金等については、適用しない。

(様式1)

## 札幌市障がい者協働事業運営費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

(申請者)  
所在地  
法人名称  
代表者肩書氏名


年度の札幌市障がい者協働事業運営費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

### 記

#### 1 申請事業の概要

(1) 事業を行う場所			
(2) 事業(事業所)名称			
(3) 電話		(4) FAX	
(5) E-Mail			
(6) 事業管理責任者氏名	職名	氏名	
(7) 障がい者従業者数	名	(8) その他従業者数	名
(9) 補助開始年月			

2 補助金交付申請額 金 0 円 (内訳 別紙補助金算出調書のとおり)

#### 3 概算払いの承認申請 (いずれかの□にチェックを入れること)

概算払いの承認申請を行う

理由

※概算払いは前期・後期の2回に分けて支払いを行います。

概算払いの承認申請を行わない

※概算払いの承認申請を行わない場合は、年度終了後一括払いとなります。

#### 4 添付書類

- (1) 補助金算出調書(別紙1)
- (2) 事業計画書(別紙2)
- (3) 収支予算書(別紙3)
- (4) 事業実施場所図面及び賃貸契約書等
- (5) 障がい者従業者の雇入通知書等(勤務条件等がわかるもの)
- (6) 障がい者従業者の障がい者手帳等の写し
- (7) その他従業者の履歴書等(経歴等が確認できるもの)
- (8) 運営法人の定款、規程等(就業規則、給与規定等)
- (9) 施設設備費補助加算申請書(別紙4)(当該加算を受ける場合のみ)
- (10) 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿(別紙5)

(別紙1)

札幌市障がい者協働事業運営費補助金算出調書

項 目	金 額	摘 要
補助基準による算出金額		
基 本 額		障がい者従業者 0 名の基準適用
家 賃 加 算	0	家賃等年額 0 円
施 設 設 備 費 補 助 加 算	0	別紙施設設備費補助加算申請書のとおり
合 計	0	A
総収入額		
総 収 入 額 ( 予 算 額 ) a	0	収支予算書⑥+⑨
補 助 金 以 外 の 収 入 額 b	0	収支予算書⑥
a - b	0	B
補助対象経費の支出予定額		
従 業 員 ( 障 が い 以 外 ) 給 料		
従 業 員 ( 障 が い 以 外 ) 手 当		
報 酬		
共 済 費		
福 利 厚 生 費		
報 償 費		
旅 費 交 通 費		
通 信 運 搬 費		
研 修 費		
消 耗 品 費		
器 具 什 器 費		
修 繕 費		
印 刷 製 本 費		
水 道 光 熱 費		
燃 料 費		
賃 借 料		
地 代 家 賃	0	
手 数 料		
保 険 料		
公 租 公 課		
車 両 費		
業 務 委 託 費		
負 担 金		
合 計	0	C
補助金交付申請額 A～Cの最小額(千円未満切捨)	0	

# 事業計画書

## 1 事業内容等

事業実施日数	週	日	月・火・水・木・金・土・日 (実施曜日に○をすること)				
事業実施時間	午前	時	分	～	午後	時	分 (曜日により異なる場合は以下余白に記入)
事業の内容							

## 2 事業実施場所等

専用・併用の区分		当該事業専用 ・ 他事業と併用							
建物	所有関係	面積(m <sup>2</sup> )	賃借料		土地	所有関係	面積(m <sup>2</sup> )	賃借料	
	1 自己所有 2 賃貸借 3 使用貸借		月額	円		1 自己所有 2 賃貸借 3 使用貸借		月額	円
			年額	0 円			年額	0 円	
各室の面積、設備の状況(事業に供する全室)	名称	面積(m <sup>2</sup> )	主な設備						

※1 土地、建物について、自己所有の場合は登記簿謄本の写し、借用の場合は、契約書の写しを添付すること。  
※2 建物の位置のわかる図面、平面図を添付すること。

## 3 障がい者従業者雇用計画(全員の雇入通知書、雇用契約書、障がい者手帳の写し等を添付すること。)

氏名	住所	障がい種別	等級	手帳番号等	当該年度内雇用予定期間	1週間の勤務時間	給与形態及び金額

(次ページに続く)


4月1日現在の 障がい者従業員数 A	事業実施期間総日数 B	全障がい者従業員の 雇用予定期間日数の総計 C	雇用予定計画人数 C÷B=D (小数点以下切捨て)	AとDの低い方の人数 (小数点以下切捨て)
	365		0	0

※ 週20時間以上30時間未満の従業員は、A欄は0.5人としてカウントし、C欄は日数に0.5を乗じて算出すること。(日数の端数は切上げ)

#### 4 障がい者以外の職員の状況(全員の履歴書の写しを添付すること)

氏名	生年月日	住所	常勤・ 非常勤	1日の勤務時間	給与等月額	資格・経歴等
				1週間の勤務時間	給与等年額	
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			

※1 「1日の勤務時間」欄について、非常勤職員で曜日により異なる場合は、余白等にその旨記入すること。

※2 「給与月額」欄、「給与年額」欄については、諸手当も含めた総支給見込(予定)額を記入すること。

※3 「資格・経歴等」欄は、障がい者福祉に関連する資格・経歴があれば記入すること。

収支予算書(年度)

		予算額	摘要
売り上げ高 ①			
(内訳)			
売り上げ原価(原材料費等) ②			
(内訳)			
売り上げ総利益 ① - ② = ③			
雑収入 ④			
その他の収入 ⑤			
(内訳)	本制度以外助成金等		
収入合計 ③ ~ ⑤ の計 ⑥			
一般管理費等支出額			
(補助対象)			
	従業員(障がい以外)給料		
	従業員(障がい以外)手当		
	報酬		
	共済費		
	福利厚生費		
	報償費		
	旅費交通費		
	通信運搬費		
	研修費		
	消耗品費		
	器具什器費		
	修繕費		
	印刷製本費		
	水道光熱費		
	燃料費		
	賃借料		
	地代家賃		
	手数料		
	保険料		
	公租公課		
	車両費		
	業務委託費		
	負担金		
(補助対象外)			
	従業員(障がい者)給料		
	従業員(障がい者)手当		
	減価償却費		
合計 ⑦			
所得金額相当額 ⑥ - ⑦ = ⑧			
補助金交付見込額 ⑨			
その他利益・損益等 ⑩			
法人税充当額 ⑪			
当期利益相当額 ⑧ + ⑨ + ⑩ - ⑪ = ⑫			



## 暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿

年 月 日

札幌市長 様

所在地

申請者 名称

代表者名

申請者及び申請者の役員等は、下記のことを誓約します。  
なお、本誓約書の内容及び役員等名簿について、札幌市が北海道警察本部に照会することを承諾します。

### 記

- 1 申請者は、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団ではありません。
- 2 申請者は、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 申請者は、暴排条例第7条第1号に規定する暴力団員ではありません。
- 4 申請者は、補助事業等の目的等に照らし、補助金の交付を受けることが公的上不相当と認められる法令違反をしていません。
- 5 申請者が、上記1～4のいずれかに該当した場合には、札幌市障がい者協働事業運営費補助金の交付申請を取り下げます。
- 6 申請者が、札幌市障がい者協働事業運営費補助金の交付決定を受けた後に、上記1～4のいずれかに該当した場合には、本交付決定の辞退を行います。
- 7 上記5又は6に該当する場合、貴市に対して異議を申し立てず、かつ、損害賠償を求めません。

### 【備考】

「暴力団関係事業者」とは、暴力団員が「実質的に経営を支配する事業者」、「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」をいう。

- (1) 「暴力団員が実質的に経営を支配する事業者」
  - 個人又は役員等が、暴力団員である事業者
  - 個人又は役員等が、暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者
- (2) 「その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者」
  - 個人又は役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしている事業者
  - 個人又は役員等が、暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業者
  - 個人又は役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
  - 個人又は役員等が、暴力団であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている事業者

申請者(法人)名	0		
役員等名簿(代表者についても記入してください。)			
(フリガナ) 氏 名	生年月日	住 所	性別
	役職名		
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	
( )		〒 —	

- 【備考】 1 当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。)について記入してください。
- 2 複数の団体により構成されたグループ(共同企業体等の連合体)により、札幌市障がい者協働事業運営費補助金の交付申請を行う場合は、団体ごとに本様式を記載してください。

※ 記入上の留意点

- 1 外国人で日本名もある場合は、各々一列に入力すること。
- 2 アルファベット氏名は、アルファベットとカタカナとを併記すること。

(様式2)

札幌第 号  
年 ( 年) 月 日

様

札幌市長

### 補助金交付決定通知書

先に交付申請のあった 年度札幌市障がい者協働事業運営費に対する補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

#### 記

- 1 補助対象事業所名
- 2 補助対象事業費及び補助金額は次のとおりとする。

補助対象事業費	金	円
補助金額	金	円
- 3 補助金は、事業終了後確定された金額を請求により交付する。  
ただし、概算払いとして、前期金 円、後期金 円を請求により交付する。なお、補助金の確定後、概算金額の精算を行うこと。
- 4 補助条件は次のとおりとする。
  - (1) 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
  - (2) 補助金は目的以外に使用しないこと。
  - (3) 事業終了後、別に定める様式により、事業実績報告書に事業決算書を添付して速やかに市長あて提出すること。
  - (4) 補助対象事業に係る決算額が、補助金額に満たないときは、その満たない額を補助金額から減ずること。
  - (5) 決算における総事業費から、その事業に関する本市の補助金以外の収入の決算額を控除した額が、補助金額に満たないときは、その満たない額を(4)で減じた補助金額から更に減ずること。
- 5 補助条件に違反したとき又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取消し若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

(様式2)

**留意**

札幌市では、市が行う多くの事業においてその検討が必要と考えられる「環境問題への対応」、「市民自治の推進」を重要課題と位置づけ、主に以下の項目に留意し事業執行しております。

つきましては、今回、札幌市の補助事業についても下記事項に留意し事業実施されますようご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(1) 環境問題への対応として以下の項目に留意。

ア 自動車利用の抑制とエコドライブの推進

具体例)公共交通機関の優先利用、自転車の活用、自動車の相乗りなど

アイドリングストップの推進、ふんわりアクセルの実施、

エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす、日常点検の実施など

イ グリーン購入の推進

具体例)必要最小限の購入、環境に配慮した原材料・部品・製品・サービス等の優先的購入・調達、環境配慮に取り組む事業者からの優先的購入・調達

ウ 廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、適正処理

具体例)使い捨て商品の利用抑制（詰め替え商品や繰り返し使える製品の選択など）、過剰包装の抑制（包装紙・袋の削減、レジ袋の削減、梱包資材の削減・再使用など）、ごみ分別の徹底、不要となった紙類の資源化、廃棄物の適正処理

エ 環境法令の遵守

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、札幌市生活環境の確保に関する条例等の環境法令の適用確認及びそれら法令に基づく届出提出や規制基準・作業基準の遵守

オ 環境産業の育成

具体例)地産地消の流通・消費拡大、間伐材残材の活用

カ 美化活動の推進

イベントに関わる清掃活動

(2) 市民自治の推進に関する取組として以下の項目に留意し事業運営等を行うこと。

ア 情報共有

事業利用者等に対し必要となる情報を、的確な時期に適切な方法で情報提供するとともに、情報を提供される対象者の特性等に十分に留意し、表現方法などを工夫する。

イ 市民参加

利用者等の意見を反映した事業運営を行うため、適切な方法で市民参加を行うとともに、そこで出された意見に基づき、事業運営の評価・改善を行う。

## 札幌市障がい者協働事業運営費補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

( 報 告 者 )  
所 在 地  
法 人 名 称  
代 表 者 肩 書 氏 名


先に交付を受けた、年度の札幌市障がい者協働事業運営費補助金にかかる事業実績について、関係書類を添えて報告いたします。

### 記

#### 1 事業の概要

(1) 事業を行う場所					
(2) 事業(事業所)名称					
(3) 電話		(4) F A X			
(5) E-M a i l					
(6) 事業管理責任者氏名	職名	氏名			
(7) 障がい者従業者数		名	(8) その他従業者数		名
(9) 補助開始年月					

2 補助金交付確定額 金                     0                     円 (内訳 別紙補助金算出調書のとおりに)

#### 3 添付書類

- (1) 補助金算出調書(別紙1)
- (2) 事業実績報告書(別紙2)
- (3) 収支決算書(別紙3)
- (4) 障がい者従業者の雇入通知書等(勤務条件等がわかるもの)※勤務条件の変更や新規雇用者があった場合
- (5) 障がい者従業員の賃金台帳の写し
- (6) 施設設備費補助加算実績報告書(別紙4)(当該加算を受けた場合のみ)

(別紙1)

札幌市障がい者協働事業運営費補助金算出調書

項 目	金 額	摘 要
補助基準による算出金額		
基 本 額		障がい者従業者 0 名の基準適用
家 賃 加 算	0	家賃等年額 円
施 設 設 備 費 補 助 加 算	0	別紙施設設備費補助加算実績報告書のとおり
合 計	0	A
総収入額		
総 収 入 額 ( 決 算 額 ) a	0	収支決算書⑥+⑨
補 助 金 以 外 の 収 入 額 b	0	収支決算書⑥
a - b	0	B
補助対象経費の支出済額		
従 業 員 ( 障 が い 以 外 ) 給 料		
従 業 員 ( 障 が い 以 外 ) 手 当		
報 酬		
共 済 費		
福 利 厚 生 費		
報 償 費		
旅 費 交 通 費		
通 信 運 搬 費		
研 修 費		
消 耗 品 費		
器 具 什 器 費		
修 繕 費		
印 刷 製 本 費		
水 道 光 熱 費		
燃 料 費		
賃 借 料		
地 代 家 賃		
手 数 料		
保 険 料		
公 租 公 課		
車 両 費		
業 務 委 託 費		
負 担 金		
合 計	0	C
補助金交付確定額 A～Cの最小額 (千円未満切捨)	0	

# 事業実績報告書

## 1 事業内容等

事業実施日数	週	日	月・火・水・木・金・土・日 (実施曜日に○をすること)		
事業実施時間	午前	時	分 ~ 午後	時	分 (曜日により異なる場合は以下余白に記入)
事業の内容					

## 2 障がい者従業者雇用実績(雇用条件に変更があったものは2段書きし、下段に変更後の雇用条件を記載)

氏名	住所	障がい種別	等級	手帳番号等	当該年度内雇用期間	雇用期間日数	1週間の勤務時間	給与形態及び金額

(次ページに続く)

(前ページからの続き)


### 3 障がい者従業者数の算定

補助申請時の 障がい者従業者数 A	全障がい者従業者の 雇用期間(日・時間)数 の総計 B	事業実施期間 (日・基準時間)数C	$A \times C \times 0.85 = D$ (小数点未満切捨て)
	0	365	0

※ 週20時間以上30時間未満の従業者は、A欄は0.5人としてカウントし、B欄は日数に0.5を乗じて算出すること。(日数の端数は切上げ)

確定障がい者従業者数の算定		算定結果
$B \geq D$ の場合 Aの人数	$B < D$ の場合 $B \div C$ (小数点以下四捨五入)	0 名

### 4 障がい者以外の職員の状況

氏名	生年月日	住所	常勤・ 非常勤	1日の勤務時間	給与等月額	資格・経歴等
				1週間の勤務時間	給与等年額	
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			
			常勤 非常勤			

※1 「1日の勤務時間」欄について、非常勤職員で曜日により異なる場合は、余白等にその旨記入すること。

※2 「給与月額」欄、「給与年額欄」については、諸手当も含めた総支給額を記入すること。

※3 「資格・経歴等」欄は、障がい者福祉に関連する資格・経歴があれば記入すること。

収支決算書 ( 年度 )

	令和5年度決算	摘要
売り上げ高 ①		
(内訳)		
売り上げ原価(原材料費等) ②		
(内訳)		
売り上げ総利益 ① - ② = ③		
雑収入 ④		
その他の収入 ⑤		
(内訳) 本制度以外助成金等		
収入合計 ③ ~ ⑤ の計 ⑥		

一般管理費等支出額			
(補助対象)			
従業員(障がい以外)給料			
従業員(障がい以外)手当			
報酬			
共済費			
福利厚生費			
報償費			
旅費交通費			
通信運搬費			
研修費			
消耗品費			
器具什器費			
修繕費			
印刷製本費			
水道光熱費			
燃料費			
賃借料			
地代家賃			
手数料			
保険料			
公租公課			
車両両費			
業務委託費			
負債担金			
(補助対象外)			
従業員(障がい者)給料			
従業員(障がい者)手当			
減価償却費			
合計 ⑦			

所得金額相当額 ⑥ - ⑦ = ⑧		
補助金交付額 ⑨		
その他利益・損益等 ⑩		
法人税充当額 ⑪		
当期利益相当額 ⑧ + ⑨ + ⑩ - ⑪ = ⑫		



(様式4)

札障第 号  
年 ( 年) 月 日

様

札幌市長

補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告書の提出のありました札幌市障がい者協働事業運営  
に対する補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

1 事業所名

2 補助対象事業費決算額 金 円

3 補助金額 金 円

(内訳) 既交付額 金 円

精算(戻入)額 金 円